

教育的インターンシップに関する覚書（案）

_____（以下「甲」という。）と国立大学法人三重大学（以下「乙」という。）は、甲が実施するインターンシップ等就業体験（以下「本インターンシップ」という。）に乙に属する学生を参加させるにあたり、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本インターンシップは、地域との連携により、学生が、大学の講義で学習した理論を企業や公共機関等で実践することで、実践的で幅広い見識の修得と新たな学習意欲の喚起につなげるとともに、自己の職業適性や将来設計について考える機会となることを目的とした教育的効果の高いものであり、本覚書は、その実施に関し基本的な事項を定めるものとする。

（実施内容等）

第2条 本インターンシップの実施内容、実施場所、実施期間及び実施時間については、甲乙協議して定めるものとする。

（経費負担）

第3条 本インターンシップに係る交通費、宿泊費、食費等の経費負担及び教材等の支給については、甲乙協議して定めるものとする。なお、給与、報酬等については、甲は本インターンシップに参加する学生（以下「参加学生」という。）に対し、これを支給しない。

（事故の防止）

第4条 甲は、本インターンシップ中の事故の防止に努め、事故を未然に防ぐため参加学生に予備的な学習をさせる等の措置をとるものとする。

（保険加入）

第5条 乙は、本インターンシップ中の災害、事故等により参加学生が被った傷害等を補償するため、参加学生に対し、「学生教育研究災害傷害保険」又はこれと同等以上の補償内容を有する災害傷害保険に加入させるものとする。
2 乙は、本インターンシップ中に、参加学生が甲又は第三者に損害を与えた場合に、その損害を補償するため、参加学生に対し、「学研災付帯賠償責任保険」又はこれと同等以上の補償内容を有する賠償責任保険に加入させるものとする。

（誓約書）

第6条 乙は、参加学生に対し、次の事項等を誓約した書面（以下「誓約書」という。）を甲に提出させるとともに、それらを遵守させるものとする。

- 一 甲の諸規則を誠実に守ること。
- 二 甲の指導担当者の指示に従い、誠実に研修に励むこと。
- 三 甲の内部情報、その他甲より秘密情報として開示された情報をインターンシップ終了後も一切漏洩しないこと。
- 四 無断撮影ならびに書面・図面・部品等の無断持ち出しをしないこと。
- 五 故意または過失により甲に損害を及ぼした場合は、法律上生ずる責任の範囲内において、賠償の責を負うこと。

（インターンシップの中止）

第7条 参加学生において、本覚書又は第6条の誓約書に違反する行為があった場合は、甲は乙と協議の上、当該参加学生について、本インターンシップを中止することができる。

2 本インターンシップ実施期間中に災害やその他不測の事態が発生した場合は、甲は本インターンシップを中止することができる。この場合、甲は乙に速やかにその旨報告するものとする。

(報告)

第8条 乙は甲に対し、参加学生のインターンシップ実施状況等、必要な事項についての報告を求めることができる。

(評価等)

第9条 甲は、別に定める書式により、参加学生に対し、本インターンシップの修了の証明と評価を行うものとする。

(個人情報の保護)

第10条 本インターンシップの実施にあたり、甲が取得した参加学生の個人情報は、本インターンシップ業務のみに利用するものとし、甲が定める個人情報の保護に関する基準に則り適正に管理するものとする。

(疑義の解決)

第11条 本覚書に定める事項に疑義が生じたとき又は本覚書に定めのない事項について必要があるときは、その都度甲乙協議してこれを定めるものとする。

(有効期間)

第12条 本覚書の有効期間は、覚書締結日から2026年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲乙いずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により1年間更新するものとし、その後も同様とする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲

印

乙 三重県津市栗真町屋町 1577

国立大学法人三重大学

副学長 富 樫 健 二 印